

選択型実務修習の現状と課題について

平成22年9月27日

司法修習委員会

委員長 高橋宏志

1 はじめに

当委員会においては、新司法修習から開始された全く新しい課程である選択型実務修習につき、導入後3年が経過したことを踏まえ、その現状を確認し、現時点での課題等を議論した。議論の結果のうち、当委員会として、司法修習の指導担当者等にお伝えすべき点を以下のとおり整理したので、今後の選択型実務修習の企画・指導に当たり、参考にされたい。

2 選択型実務修習の意義

選択型実務修習は、司法修習生の主体的な選択により、分野別実務修習の成果の深化と補完を図り、又は各自が関心を持つ法曹の活動領域における知識・技法の修得を図ることを旨として行うこととされている。多様化する法曹に対する社会のニーズに応えるためには、法曹を志す者が、法曹として共通に求められる基本的な資質、能力とともに、自らが関心を持ち、将来活動したいと考える分野、領域についての知識、技能を主体的に身につけていくことが必要である。選択型実務修習は、この意味において、新しい法曹養成制度の趣旨を体現するものであり、意欲のある司法修習生による熱心な取組みがみられるなど、既に一定の成果を積み重ねてきている。

選択型実務修習については、上記の意義を踏まえ、司法修習生の主体的かつ積極的な取組を更に促進すべく、その一層の充実・発展が図られるべきである。

3 選択型実務修習に意欲的でない修習生が見られるとの指摘について

司法修習の指導担当者から、司法修習生の中には、司法修習生考試（二回試験）の準備に気を取られ、配属庁会の提供する修習プログラム等を積極的に選択せず、ホームグラウンド修習においても、分野別実務修習の深化及び補完のための課題とは無関係に、二回試験の準備として集合修習等の復習そのものを行っている者がいること、このような傾向は、選択型実務修習直後に二回試験が実施されるA

班に顕著であることなどが指摘されている。

そもそもホームグラウンド修習は、それ自体、弁護実務修習の深化及び補完を図るために、重要かつ積極的な意義を有するものである。司法修習生及び指導担当者においては、このようなホームグラウンド修習の意義を踏まえ、修習の実を上げることが期待される。

また、司法研修所においても、選択型実務修習が司法修習生の自主性・主体性を重視するものであることを踏まえ、司法修習生に選択型実務修習全体を通じた獲得目標等を設定させ、自己評価を行わせるなどして、特にホームグラウンド修習における司法修習生の自発的な取組を促す具体的な方策等を検討することが望まれる。

4 弁護士会提供の個別修習プログラムの在り方について

弁護士会提供の個別修習プログラムについては、大規模会と小規模会で提供されているプログラムの種類等に差があることを問題視する見解もある。しかし、実務修習は、本来、その実務修習地の実情に合わせて実施されるものであり、この点は選択型実務修習についても同様である。そして、現在、多くの小規模会においても、関係者の努力の結果、多種多様なプログラムが提供されている。

各単位会においては、ホームグラウンド修習を含め、配属された司法修習生の興味・関心に実質的に応えられる枠組みを作っていくことが肝要であり、その実務修習地の実情に応じた選択型実務修習を育てていくことが期待される。

5 その他

選択型実務修習については、新司法修習において初めて取り入れられた制度であり、各配属庁会及び司法修習生の指導担当者においては、その実情の把握に努め、問題点の改善や充実のための取組を継続することが必要である。司法研修所においても、各実務修習地の司法修習生指導連絡委員会からその実施状況等の報告を求めるなどして、今後とも選択型実務修習の実情の把握に努めるとともに、参考となる工夫例をとりまとめるなどして、各配属庁会等に対し、必要な情報発信等を行い、その充実・発展に努めることが期待される。 以上